

令和3年度 日本語教育実態調査 よくある質問

分類	設問	No	質問	回答
回答方法について	-	1	地方公共団体と教育委員会に調査票が各1部届いたのですが、それぞれに回答する必要はありますか。	地方公共団体については、地方公共団体と教育委員会への調査票を各1部、合計2部をまとめて郵送させていただきます。1部を教育委員会へ送配いただき、それぞれに御回答をお願いいたします。(重複のないようにそれぞれが主催している事業に関して御回答ください。)
	-	2	地方公共団体と地方公共団体から日本語教室の運営を委託している団体にそれぞれ調査票が届いたのですが、どのように解答すれば良いですか。 ※地方公共団体と教育委員会、国際交流の場合もあり	日本語教育に関連する事業を直接実施している団体から御回答をお願いいたします。 なお、来年度以降調査票の送付が不要な場合はその旨御連絡いただけますと幸いです。
	-	3	実態調査が大学本部ではなく、別の学部が届いていたため、対応が遅れており期限までの提出ができません。本学ではこの関係の調査は本部が統括しており、他の学部にも送られても困ります。	大変申し訳ありませんが、大学本部に調査票を転送いただくことは可能でしょうか。難しい場合は、しかるべき部署の連絡先をお教えいただければと思います。事務局より調査票をメールにて送付するとともに、来年度はお教えいただいた部署に依頼するようにいたします。
	-	4	複数の日本語学校を運営しているのですが、まとめて回答する必要がありますか。	事業所・校舎が複数ある場合はそれぞれに御回答ください。大学等機関においては、複数の学部で日本語教育や日本語教師養成・研修を行っている場合にはまとめて御回答ください。
	-	5	回答できるのが締切日後になってしまいます。それでも提出する必要がありますか。	事務局に回答が遅れる旨を御連絡いただいた上で、回答への御協力をお願いいたします。
調査対象について	全般	6	小さなボランティア団体でも調査対象となりますか。	規模に関わらず調査対象となりますので、回答への御協力をお願いいたします。
	全般	7	日本語教育に関する事業がない場合でも回答は必要ですか。	日本語教育に関連する事業の実施がない場合も調査票の3ページまで御回答いただき、御返送いただければと思います。
	全般	8	実態調査の学校教育というのは正課の授業は含まないのであれば、社会教育としての日本語教育は部署が既に回答しているので当方としては回答しなくて良いですか。(そもそもなぜ教育委員会宛に送っているのか)	学校教育課程以外で地域で日本語教育を行い、教育委員会が取りまとめているケースがあるためです。このような活動は調査対象であるため、調査票は都道府県単位で送付しており、教育委員会にも展開してほしいと依頼しています。
	【II】問2 4.5.	9	問4、問5、日本語教室が設置されていない市区町村について、都道府県全域について把握はできていないものの、一部の市区町村については把握できています。そのような場合、どのように回答したら良いですか。	問4につきましては、より実態に近い回答を御選択ください。また、問5については、把握できている市区町村があれば、御記入ください。
	【V】問6	11	雇用契約を結ばず、謝金をお支払いしている方は“常勤による者”、“非常勤による者”という枠にはまらないので“ボランティア”を選んで良いですか。	この調査では、交通費以外の報酬を受け取らない方を“ボランティア”と定義しているため、報酬をお支払いしている方は、“非常勤による者”として御回答ください。
	【V】問6-9	12	日本語教師等数にボランティアは含まれるのでしょうか。	「日本語教師等」という用語は、有償・無償に関わらず、日本語指導を行う方を指しています。ボランティアであっても、日本語指導を行っている場合は、日本語教師等数に含めて御回答ください。
	【V】問9	13	学習者の出身国について、複数の国籍を持つ場合はどのように記入しますか。	記入要領6ページに「○複数の国籍を持つ(900)」とありますので、900番を御回答ください。
	【V】問9-12	14	日本語学習者数に小学生、中学生は含まれるのでしょうか。	初等中等教育機関で学校教育の一環として行われている日本語教育については対象外となりますが、社会教育の一環として地域住民等を対象として行われている日本語教育の受講者である場合は対象となります。
	【V】問9-12	15	この調査の回答において小学生、中学生、高校生と区別する必要はありますか。	区別する必要はありません。
	【VI】問14	16	大学の主専攻として日本語教師養成をしています。問14には回答しなくても良いですか。	問14については、民間の420時間講座などで、日本語教師養成実施機関として文化庁に届出をしている機関は「(a) はい」を選択ください。それ以外の大学等で日本語教師養成課程を開設している機関については、「(b) いいえ」を選択した上で、問15以降の質問に御回答ください。
【VI】問15	17	日本語教師の養成は学位や資格を認定するものだけが該当しますか。	資格を認定するほかに、ボランティアを対象とする養成・研修を実施している場合も調査対象となりますので、回答への御協力をお願いいたします。	
【VI】問15	18	日本語教室で活動するボランティアを対象としたスキルアップ講座なども調査の対象となりますか。	資格を認定するほかに、ボランティアを対象とする養成・研修を実施している場合も調査対象となりますので、回答への御協力をお願いいたします。	
【VI】問15	19	「認定に必要な単位時間数」とは、単位認定のことですか。	はい。この欄は「文化庁届出受理日本語教師養成実施機関」の420時間講座や、大学の一般向けに開かれた講座で認定しているものを想定されて作られたものですが、大学で、通常の単位付与であれば、合計授業時間数と認定に必要な時間数は同じと考えていただいて差し支えありません。	
設問内容について	【VI】問15	20	「合計__単位時間」、「(1単位時間__分)」とはどういう意味ですか。	日本語教師養成講座の1コマの授業時間が1単位時間となります。「合計__単位時間」にはコマ数を、「(1単位時間__分)」には1コマが何分か(45分、60分、90分など)を御回答ください。